

平成23年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子、一般質問を行います。

仕組み債の購入について。

まず一番目には、2月1日号の広報で、基金の仕組み債による運用状況を公表し、説明していますが、ずさんな購入経緯や事務処理についての説明がないのは、なぜでしょうか。お尋ねいたします。

2番目に、その説明の中で、「今後について5年経過しても早期償還できない場合は、金融機関と協議を行う」とありますが、米ドル為替連動債は、3年償還をめどに購入しています。早急に各金融機関とその根拠に関する確認を行うべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

3番目、仕組み債は、リスク管理が難しく、いざというとき基金が自由に使えない状況にあります。地方財政法第8条では、「財産は常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて、最も効果的に運用しなければならない」としています。町長は、今でも現時点及び将来において、町に損失を与えるものではないとのご認識なのか、お尋ねいたします。

最後の質問項目は、町は、6億円という芦屋町民の財産が最長30年間凍結するかもしれないという危機意識を持ち、将来、子や孫に財産負担を強いることにならないよう、金融や法律の専門家などに助言や調査を依頼するなどして、もとの安全な基金に戻すことと、それを町民に説明する責任があると考えますが、町長のご見解をお尋ねいたします。

2番目に、町民との情報の共有について。

まず町の総合振興計画（案）は、昨年7月末から審議会で協議されてきましたが、当初、審議会内容や会議録などを公表することになっていたにもかかわらず、これまで公表されてこなかったのは、なぜでしょうか、お尋ねいたします。

2番目、町は予算・決算の概要を広報で公表していますが、決算報告では、基金——貯金ですが、その推移は掲載しているのに、起債——借金に当たる部分です。その推移が掲載されていないのはなぜか、お尋ねいたします。

また、2009年度分から、年2回、予算の執行状況をホームページで公表していますが、前半期の公表が遅いと思われま。あわせて広報などを通じて、ホームページに町の財政状況の詳細な掲載について、積極的に町民にPRされているのか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、まず一点目の広報で仕組み債の運用状況を公表し説明しているが、ずさんな購入経緯や事務処理について、説明がないのはなぜかということで答弁をさせていただきます。

まず、広報では、基金運用での仕組み債による購入時から、現在までの状況を説明したものであります。これは、新聞報道等で特に評価損と報道され、あたかも芦屋町でもそのような損失が出ているかのようなニュースになったことに対して、損失の事実はないこと、並びに仕組み債という債券の内容等について、説明したものでございます。加えて、公金の運用においては、芦屋町資金管理運用委員会を新たに設置し、今後の資金運用における対策についても町民の方に説明をしたものでございます。

ずさんな購入経緯や事務処理というふうに通告書にありますので、もう一度購入の経緯からご説明させていただきます。

この債券購入に関しましては、平成17年4月に、ペイオフ全面解禁により、元本1,000万円とその利息を超える部分については、預金保護の措置がなくなりました。このため、ペイオフ対策の一環として、平成20年4月と平成20年7月に、国際復興開発銀行が発行体となる3億円の債券を2種類、総額6億円の債券を購入しています。この仕組み債の償還期間は最長で30年となっていますが、どちらも早期自動償還条項というものがついており、一定の累積利息、これは米ドルについては6%、豪ドルについては5%です。今現在3%の利息を得ていますので、残り2%と3%に達した時点で早期償還になるというものでございます。

また、この債券は、円建ての債券ですから、償還時には、そのときの為替に影響されることがなく、円で元本の100%、3億円が保証されたものでございます。

また、購入後1年間での利息は、これも円で1,800万円、3%の運用益を得ておりますが、ご存じのように、リーマンショックに端を発する世界経済の混乱により円高が進んでおりますので、2年目以降は、運用益はゼロとなっております。

債券購入に関しましては、ペイオフ対策以外に、「芦屋町債券運用指針」に基づいて、安全性・流動性の担保、利回りについて庁内で検討を行っています。この安全性についてですが、発行体である国際復興開発銀行は、(通称)世界銀行とっていますが、世界的な格付け機関であるムーディーズ、並びにスタンダードプアーズの両社から、AAA(トリプルA)の評価を得ており、この格付けの理由としては、強固な資本構造、健全かつ保守的な運営方針と

良好な財務状況、確立された優先債権者としての地位を反映しているところからの格付けとなっています。

現在の日本の国債の評価が「AA（ダブルA）」から「AA－（ダブルAマイナス）」に引き下げられたことに比べても、最高の評価を得た安全性の高い債券となっております。

流動性につきましては、最長で30年となっておりますが、当時の判断では、5年くらいで償還予定としております。これに対する利回りが5%から6%のため、当時の定期預金等に比べてもかなり有利な運用であるということなど協議を行っております。さらに、副町長との協議・決裁を受け、町長の決裁を受けて仕組み債の購入を決定しております。この決裁を受けて、会計管理者の責任において、基金からこの仕組み債を購入しております。現在も会計課で仕組み債に関しての管理を行っておりますので、購入経緯に当たり何ら問題があるというふうには、認識しておりません。確かに稟議書における米ドルと豪ドルの文字の間違いはありましたが、前任者が申すには、単なるミスであったと認めており、後日訂正の処理を行っております。

2番目の質問にお答えいたします。

5年経過後に金融機関と協議を行うとありますが、米ドル債は、3年償還をめどに購入している。早急に各金融機関とその根拠に関する確認を行うべきではないかという質問に対してでございます。

米ドル為替連動債は、3年償還をめどに購入している——早急にということですが、米ドル債を購入するに当たり、町としては、3年くらい運用できる、使用しない基金として財政課と協議して、この仕組み債購入の資金に充てております。早期償還を3年めどとして購入しているわけではございません。豪ドル及び米ドル両方の債券は、どちらも5年程度の償還を見込んで購入しておりますので、広報にも記載していますように、5年を超えて早期償還できない場合には、金融機関に対して協議を行うことを各金融機関に対して文書で依頼しており、金融機関もこの協議については、応じることを約束しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

仕組み債は、実質管理が難しく、いざというとき基金が自由に使えない状況にある。地方財政法第8条では、財産は常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて、最も効果的に運用しなければならないとしている。町長は、今でも、現時点及び将来において町に損失を与えるものではないとの認識なのかと尋ねるということですが、岡議員、ご熱心

に仕組み債につきましては、昨年の9月議会、12月議会、今回の3月議会で三度目でございますが、9月議会でも12月議会でもご答弁を申し上げましたように、これまで1,800万円の利息、先ほど会計管理者が申し上げましたように、1,800万円の利息の収入をしているわけでございます。

現段階で、早期償還の条件を満たしていないため、償還されていないということでございます。それがあたかも、芦屋町で損失が生じているかのように述べられているわけでございますが、元本は、すべて保証されているものであります。

それから、かつ次の質問にも関連をいたしますが、将来の動向については、「たれば」の仮定のことであり、したがって、損失という概念は持ち合わせておりません。

それから4点目、町は6億円という芦屋町民の財産が、最長30年間凍結するかもしれないという危機意識を持ち、将来、子や孫に財政負担を強いることにならないよう、金融や法律の専門家などに助言や調査を依頼するなどして、もとの安全な基金に戻すことと、それを町民に説明する責任があると考え、町長の見解を問うということでございますが、30年間凍結するかもしれないので、もとの基金に戻すことが必要との議員の質問でございますが、この中に議員もみずから言われておられますように、かもしれないということでもあります。

したがって、先ほどの答弁にもございますように、9月・12月議会でも、何度もご説明申し上げましてご説明しているとおり、仮定のことについては、どうにも答えようがないということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

2、住民との情報の共有について、要旨1、町総合振興計画は、昨年7月末から審議会で協議されてきたが、当初審議会内容や会議録などを公表することになっていたことにもかかわらず、これまで公表されなかったのはなぜかについて、答弁させていただきます。

平成22年7月30日に開催しました「第1回芦屋町総合振興計画審議会」において、審議内容について、委員の名前を伏せた上で要点筆記による議事録を作成し、事前に委員の了承を得た上で、ホームページへ掲載することについて確認されております。しかしながら、第5次芦屋町総合振興計画（素案）を検討する議事録について、ホームページに掲載された時期がパブリックコメント開始直後になったことについて、おわびいたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

引き続きまして、広報に起債残高の推移を掲載しないのかと、それと、予算の上半期の執行状況の公表が遅いと、それから財政状況の詳細をホームページでもっと積極的にPRしないのかということに対してですが、まず、広報あしやでは、毎年、予算・決算につきましては、4ページから6ページの特集を組んでいます。決算報告に関しましては、19年度決算以前分というのは、一般会計の収入・支出を目的別等の円グラフで紹介するほか、主な事業を列記するというレイアウトで今まで扱っていました。

20年度の決算報告から、紙面のマンネリ化を防ぐといいますか、決算の重要事項でもある経常収支比率、これを折れ線グラフであらわしたり、基金の推移を棒グラフで掲載したりとか、健全化の判断比率の数値を紹介したりと、紙面の内容を一部変更してきました。21年度の決算の広報におきましても、内容を含めいろいろと検討しましたが、結果として収入・支出の円グラフのほかは、基金推移の棒グラフ、それから健全化判断比率の数値を掲載したところでございます。

ご質問のなぜ起債の推移を載せないのかということなんですが、毎年、紙面の内容を考えるとときに、限られたスペースの中でマンネリ化を防ぎつつ、町の家計簿という親しみやすい表現の中で、専門的な財政用語をどうわかりやすく表記、説明すべきだろうか。今年度決算の特徴をあらわすには、どんな財政指標をもって住民の皆さんにお知らせすべきかなど、毎回財政課の中で議論はしているわけですが、結果として、起債残高を掲載するということにはならなかったものでございます。

ただし、単純に起債残高の総額というものの推移を棒グラフで表記するということは、いろいろ問題があるというふうに財政当局は考えております。

その理由は、一般会計でいいますと、以前から起債の借り入れに関しましては、交付税措置のある有利なものを選択しているわけでもございまして、退職手当債と公営住宅建設事業債を除けば、臨時財政対策債というものは100%交付税措置でございまして、過疎債につきましては70%交付税措置でございまして、その他の起債につきましても、おおむね30%から50%の交付税措置がされるということで、実質的な元利償還金の負担金は、全体の30%から40%になるものと想定しています。

このような関係をどう表現すべきかということなんですが、その辺の数値をチェックするものとしてあるのが、健全化判断比率の中の実質公債費比率というものでございます。

この数値につきましては、一般会計等が負担する借入金、起債の返済額、いわゆる元利償

還金のうちに、普通交付税の基準財政需要額に算入される額、つまり交付税で措置される額を控除した額、言いかえれば、純粋に町税などの一般財源でどれだけ負担しなければならないかという指標でございます。

この実質公債比率という数値を管理することが、起債残高のチェックになるものと認識しておりますので、起債残高を単純に総額で表記するということは、財政状況の中身を適切に分析表記できているとは、担当のほうとしましては、言いがたいものと考えております。

2点目に、予算の執行状況の上半期の公表が遅いということですが、この件につきまして、遅れていますことを心からお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

上半期の内容につきましては、4月から9月までの執行状況を整理し公表するもので、遅くとも11月以降には、ホームページ上で公表しなければならないという認識は持っております。先週、事務処理については終えていますので、今週、ホームページ上で現在閲覧ができるものと思っています。今後とも早急にそういう遅滞がないよう、早目に公表したいと考えております。

最後に、財政状況の詳細を積極的に住民にPRしてはということなんですが、財政担当課としましても、町の財政状況を住民の皆さんにご理解していただくということは、大変重要なことと認識しております。今後は、他市町村の公表内容、広報などを参考に、十分そのあたり議論して取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

まず、その仕組み債の最初の質問に関しては、これは、あえて言うまでもなく、先ほど来、課長が内容については説明されました。そして、広報に載せていない理由というのもおっしゃいましたが、あえて私がここに取り上げたのは、12月議会において、この仕組み債を購入するに当たり、伺い書、並びに決裁書にもらっていましたあの内容について、質問した際に、町長からやはり会計担当者に一任していて、決裁として回ってくるときには、自分たちには、米ドルも豪ドルも認識が薄くて勉強不足だったと、そういうふうにおっしゃいましたので、あえて町から発信するときには、そういう購入に関するずさんと私は一言で言いましたが、少なくともそのことは、ここで町長みずから発せられています。その意思がどのように出されるのかなということを期待しておりましたが、それはございませんので、あえてもうここで2回目の質問はいたしません。

まず、その金融機関との交渉について、これは先ほど課長から、一応金融機関には文書でお願いしていると、そのことでは了承をいただいている。これは金融機関ということになっていますが、一番末端の銀行に関しては、福銀と西銀、そしてそれぞれみずほ銀行ですかね、それと前田証券、そういうふうにそれぞれ取次店の証券会社があるんですが、この4社なのでございましょうか。先にそのことを確認させていただきます。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、金融機関として、文書で申し入れしているのは、福岡銀行、それと西日本シティ銀行、2社でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

私、この広報の先ほど来、質問の項目に入っています最後のところで、要するに5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けていますと、そこがありましたことで、結局その金融機関、末端の銀行だと思いましたが、そことするのかなと。ところが、ここはあくまでもそれぞれの証券会社に、結局取り次ぎとしての証券会社のほうに持っていくものであって、前田証券とみずほでしたかね、それぞれのところの。そこに関してはそのような文書などは、あれは依頼は一切していないということでよろしいんですね。もう回答は求めません。

そうしますと、私もこの2月1日号の見たときに、こういうような答弁が12月議会では一切なかったものですから、私も改めて町のほうに情報公開請求しまして、要するにこれを購入するに当たって、その銀行なり証券会社なりといろいろと売買の件で資料がそれぞれ渡された中に、そういうものが入っているのかなと、または疑問に思って情報公開請求をいたしました。

ところが、そういう約束をするような文書は一切出てこなかったんですが、これはどのような根拠で、いわゆるただ5年がお約束でしたから、そのことで協議しますという、これ聞いてもちょっと納得いかないというか、解せないというか、文書はそれだけで銀行が来るとは思えないんですが、どういうこと、どういう文書でそういうことをされた、どういう文書で銀行にはお願いされたのか、よければ教えていただけないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、文書での内容ということですので、購入後、福岡銀行並びに西日本シティ銀行については、残高証明等々がそれぞれの証券会社、前田証券、みずほ証券等から言っております。ただ、その為替の状況であったり、新たな世界経済の状況であったりというようなことは、福岡銀行のほうからも、西日本シティ銀行からもいろいろ情報を入れていただいております。

それで、文書による申し入れとしましては、町のほうでは、大体5年程度を償還の目安ということで、金融機関からのいろんな説明を聞いた中で、当時としては、5年程度だろうということで購入しておりますので、その期限が過ぎた場合には、その仕組み債に対する対策というものをそれぞれ金融機関とともに協議していきたいと。ということで、そういう内容で文書をお願いして、金融機関のほうも協議については、応じることは別に問題はないということで約束をいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

結局、いわゆる5年ということであれば、両方とも二口3億円ずつ掛けていますから、5年ということでは、正確に言えば平成25年7月以降、いわゆる7月で丸5年になるかと思いますが、その時期を経てもということになっているんですね。

これは、行政のやることですからあまり言いたくはないんですが、ただ一般的に、私たちも、投資そのものには素人ではございますが、やはり証券会社、銀行なりというのは、特に外国のものですから、それぞれ営業として手数料稼ぎということでは、言葉は悪いですが、手数料をたくさんとって、少しでも営業利益を上げようと、そういうのにやっぱり躍起になっています。

そういうことでは、いろんなところからそういう契約をとっていくことも、当然その営業としてやられることだろうと思いますが、一般的に考えたときに、この間、私も12月議会でも再々申し上げました。基本が30年という償還でありまして、それに早期償還条項、いわゆる条件つき、早期償還になるためにはこういう条件がついております。それが満たされれば早期償還ができると。私は、要するにそういう条件が整わない場合には、最長ではある30年ということだけのみならず、いろんな素人なりに調査をしてみますと、これがやはり金利がゼロの状態が続けば続くほど、それが30年間保管するという状況にすこぶる近くな

ってくる。

これは、経済的な、あるいは証券の専門家あたりのところの所見なのですが、そういうことを見たときに、最長30年ではなくても、これが20年ないしは10年という可能性は大いにあるわけですよ。だけど、町長は「たれば」の世界とおっしゃいます。しかし、この証券は、本当に条件書やらを見られていますでしょうか。早期償還を強く全面に出していませんよ、これ。最終償還日は、30年償還としてあるんです。

そこら辺の認識が違うので、もう話がかみ合わないんですが、そこで、前回は前々回も自治体の例として兵庫県の朝来市の例を出しましたが、お聞き及びかもしれませんけれども、朝来市では、12月末の年末に、その市長さんが、あそこもかなりも仕組み債購入で、とても悪い状況ですが、その市長さんが、年末に、年明けには、この一連の充当している基金を安全な状態に戻すために証券会社などと交渉を行うということが、こちらの新聞各紙報道にはされていないんですけれども、関西のほう一带では、新聞報道や映像に流れたそうですが、その情報などを見た感じでは、要するにこの間、議会でもいろいろ指摘もされ、その市みずから、この問題についてどのような問題があるのか、そしてどのような危険なものなのか、調査を依頼して専門家が出した結論が、やはりこれはとてもこのままの状態ではこの基金が安全な状態に戻ることがない。そして、早急にこれは解約なり売却なりするようという、それぞれの勧告やら意見が出された中で、そういう動きになっているんですが、それで最近の情報では、3月3日の報道によりますと、前の日の2日に朝来市の市議会で、これはもうそこで特別委員会をつくっていますので、そちらで市長が報告した報道内容によりますと、とりあえず金融機関と交渉に乗り出すけれども、多分その金融機関も話をしても折り合いはつかないだろうと。その際に一気に裁判ということになりますと、当然いろんな費用的な問題、時間的な問題もありますので、別な手段を講じてその問題の解決に向けて動き出したと。

そういうことで、金融ADR、これは名称からいいますと、裁判外紛争解決制度という名称なんですけど、これに関しては、課長、ご存じですか。この金融ADR、名称が裁判外紛争解決制度というものがあるのをご存じでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

残念ながら承知しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この金融ADRというのは、金融商品取引法の一部改正で創設されたもので、先ほど来言っています裁判の外でやる紛争解決制度というのが、去年の10月1日よりスタートしております。そして、これはどういうことかといいますと、この金融商品について、お互いに顧客と売り手側のところで問題が生じた場合は、指定した紛争解決機関が、顧客と金融関係の話し合いを聴取しながら和解案などを提案してあっせんする制度です。これを朝来市が活用するというのをその議会で報告して、議会も了承したというような報道でした。

これは、具体的には、どういうふうに一般の裁判と違うかといいますと、当然直接的な裁判ではございませんから、それぞれの双方の意見を聞いて、折衷案なり和解案というのをそこが出すんですが、これに関しては、いわゆる1社、証券会社でもいいんですけど、その1社について5,000万円以上が対象で、その1社について5万円という単位だそうです。そして、朝来市の場合は4社、そこにかかわってましたので、20万円でその手続きができて調整を依頼することができる。

しかし、それで決着つくとは限りませんが、それでだめな場合は、裁判所が入った調停、ないしは何というんですかね、賠償責任を求める訴訟を起こす。そこまで朝来市は覚悟を決めて取り組んでいるんですが、そこで、芦屋町の場合のこの間の説明、いわゆる私が、ずさんと言ったいわゆる経緯の中で、課長も先ほど来、おっしゃっています5年くらいで早期償還されるものと思っていた。もうそこがずっと繰り返されているし、私もそのことが約束されるような商品ではないでしょうということをずっと申し上げてきましたが、この間の町の答弁、ないしはその稟議書を見ても、これはやはり金融機関なり証券会社が、5年以内には今よりも円安が生じて、その条件がクリアされるでしょうと、そういう買わせる——買ってもらうために誘導していったんじゃないかと。ですから言葉は悪いですけど、その言葉をうのみにして買ったんじゃないかと、そういうふうに見えるわけですね。

ですから、私たちは、そうやって5年ということに向こうが約束された。普通は考えられないですよ。投資とかそういうことで、5年で決着がつくとか、5年でこの状況がクリアされますよというのは普通考えられないんですが、ただ、そういう言葉を吐くと、あるいはそういうことを言って誘導して買わせるという行為は、金融商品の取引法とか販売法においては、禁止されているんですよ。ですから、この間ずっと町長も会計のほうも、とにかく総務省は最終的に元本が保証される、特にこの芦屋の場合は、米ドルではなくて円建てですから、いわゆる今の3億円で契約しているんだから3億円は返ってくるんだと、そういうことをおっしゃっていますが、要するに断定して物を買わせる、あるいはそういう断定した商

品の説明とかいうのは、違法行為であるというそういう法律のことをご存じでいらっしゃるでしょうか。教えてください。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

この債券を買うに当たって償還期間が30年となっていますので、その30年で早期償還条件があるということで説明を受けています。

先ほどから、岡議員さんが言われますように、5年以内で断定したとおっしゃっていますが、断定しているわけではなく、当時の担当者として、金融機関からの説明をいろいろの自治体の購入実態とかそういったものを聞いて、総合的に判断して5年以内という判断をしているわけですので、金融機関が5年で償還するよという約束で買ったわけではございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

別に金融機関から断定されたものでないとしたら、その5年後の協議というのは、何を根拠にされるんですか。よくわかりませんですね。何をその相手に求めていくんですか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

前任者の買ったところでございますが、基本はその5年間ぐらいで償還する、文書を見ても、その累積で利息が5%から6%、年1%とかいうようなこともございますので、その五、六年という想定でこの債券を購入しているということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

話がずれるんですが、こちらが勝手にそういうふうに思ったのであれば、向こうは当然協議には乗ってこないでしょう。むしろ向こうがそういうふうに5年以内には決着をつけますよ、5年以内にはもう早期償還されますよと言われたから、協議するというふうに広報には書いてございませんか。

仕組み債の購入時において、5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けているということがあるから、私は、これはそんなにやって可能性と、この可能性だって断定の中に入るんですよ。これは、法律を今度よく見られてください。こういうのが向こうが言ったから、だからこちらは協議してくださいと言ってるんじゃないんですかね。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より、岡議員と会計管理者のお話をお聞きしているんですが、当時のそれを結局話した、例えば西銀さん、福銀さんと話した当事者が退職しておりません。今のように細かいことを会計管理者に問われても答えようがないと思うんですよ。やりとりがどうだったのかということがですね。ただ何度か——何度か、結局岡議員の質問に対して、当時の会計管理者はどうやったねというふうに尋ねたということでございます。

それから、もう一点お話をさせていただきますと、先ほど朝来市の例を出されましたが、私も岡議員が質問をされて朝来市の名前が出たので、いろいろ調べさせていただいたわけでございます。そもそもこの仕組み債の話が出たのは、岡議員の質問にもありましたように、平成21年6月の参議院の国会の民主党の大久保議員の質問から発したわけですね。総務省が各都道府県に調査依頼をしたと。都道府県は何をしたかという、電話で各市町村に、「おたくはありますか」「ありますか」としたと。受けた電話の担当者というのは、詳しい人がおればいいけど担当者しかおらん。「わかりません」「うちはやっています」と、そこで終わっているわけですね。その次に来たのが、マスコミが一斉にこの問題を報道したと。

そして、そこで結局このことはどうなのかと思うわけでございますが、朝来市と荊田町がやはり国会でもあるんですが、どこの自治体でもあるんですが、政争になったということで、今、朝来と荊田と岡議員が提言されています芦屋町、全国でこの3つだけなんですよ。いろいろ調べますと、かなりな数の自治体がこれを購入しているということがわかっております。

いろんな首長さん、いろんな市長さんにお聞きしますと、やはり所定の手続をしていると、それはそのときの経済状況、何度もお話をしますように、経済状況の中で先ほど来、会計管理者がお話していますように、ペイオフ対策というのが大きな根源であったわけでございます。そして、その中でやはりどこも何とかしようということで、資金運用をこれにやっただと。その後にもうご存じのように、100年に一度来るかないかというようなリーマンショックが起こったというそのときの状況であるわけでありまして。そういうことの中で、そして今、朝来市の例を出されましたが、朝来市は、基金の約3分の2をこの結局金融商品に手を出しているという事実があるわけなんです。私も知りませんが、そこまで精査しておりませんが、

今、朝来市と苅田の名前が出ましたのであえてお話しますが、やはりこの商品というのは、いろんな商品があると、じゃあ朝来市がどういう商品を買ったのかと。岡議員がお聞き——逆質問はありませんので、どういう商品を買ってメニューがあると、どういう商品だったのか、じゃあ苅田はどういう商品かと、わからないわけですよ。芦屋町については、先ほど来、会計管理者が説明しておりますように、所定の手続を経て、前任者が協議を行い、決裁をして銀行ともよく話して、これを購入したということでございます。

話というのは、いろんな中で朝来市がこうだからというようなことを取り上げてどう言われるのは、いかがなものかなと思うわけでありまして。それぞれの市町村は——市町村のことはあまり他の市町村のことには触れたくないんですが、あえて朝来市という名前が出ましたので、言わせていただくわけでございますが、それぞれの中身があるわけでございますので、そのことについて一言申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

朝来市に関しては、詳しく言ったのは私は初めてでございますが、そういうふうな方法、いろんな方法がある中で、こういう方法をとっていますということを言っています。

それで、時間があんまりないんですが、先ほど来、退職者が、いわゆる退職されているからあまりにその会計管理者を責めないでくれと、そういうふうに分けたのですが、ただ、この先ほどから出しています2月1号の広報あしやに出されている、この先ほど来言っています、「今後についてです。仕組み債の購入時において、5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けています」、この受けていますという能動的な表現はどこから出されたんですか。やっぱり前任の会計管理者からお尋ねになって、今の会計管理者である課長がこれを出されたんでしょうか。別に責めているわけではありません。確認しております。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

5年以内で償還するという、5年という期間は、最初に豪ドルの基金を買ったときの稟議書にあります、2年か5年ぐらいで償還が終了するという判断で用いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

はっきり申し上げます。この広報紙のこの最後のところですね。何を思って本当にこの5年後の償還が、あるいは償還ができない場合は、仕組み債の引き受けだの、あるいは元本償還などの協議を行いますというふうにしているのか、全くわかりませんでした。今聞いても、まさに前任の会計責任者に確認したわけではない。あくまでも今持っている会計管理者の方の持っている資料の中から、そういう判断をして書いたのだと。こういうことでは、今の円高があと2年以上続けば、当然その時期を迎えるということになりましょうが、残念ながら私はそのときにはこの議場にはおりませんから、町民の立場でどういうふうに判断するかは別ですが、こういうような内容は、ただ単に町民に安心感を与えるそういうふうな意図的な文章に私は思えます。これは私の感想です。

それで、先ほどからこの商品の内容とか、それぞれの自治体で状況が違うんだとか、町長はおっしゃいますが、町長とちょっとその辺のやりとりをすることではないので、置いといて、先ほど課長が、この安全性とか有利性、あるいは流動性、そういうところでいわゆる決めたと、決定した。そういう中で、安全性ということでは、世界銀行が当時はAAA（トリプルA）、今は多少あれしててもまだそれでもかなり高いところである。

ところが、これはちょっと細かいですけど、あえてもう言わせていただきます。この広報の中で、この安全性を説明するときに、世界銀行のAAA（トリプルA）という格付けの安全性と比較されているものが、日本銀行の国債なんです。細かく言えば、片っ方は銀行で、片っ方は日本銀行とはいえども、この国債なんですね。商品と銀行が比較対象をされているんです。

何を言いたいかといいますと、本来ならば、この仕組み債の商品そのものの性質から言えば、商品そのものに格付けがされなければならないとも専門家は指摘されているんです。ところが、銀行、いわゆるその発行元ですね、発行元の格付けだけが強調されているんです。この間もずっとですね。ですから、これがどうなるかは30年見なければわからない、まさに問題の先送りの何物でもないというふうに思います。

とにかくこの自治法上、総務省も元本が返ってくれば問題はないと、これはあくまでも見解ですから、国だって今の地方分権一括法で介入することもできなければ、そのことで違法だどうだということができる立場ではないとはっきり言っています。これは、それぞれの自治体のところで判断すべき問題だと。これがいろんな形で訴訟に発展して今いっていますけれども、そこで判断されるべきものでしょうが、ただ、自治法、総務省の関係のことだけをこの間強調されましたが、金融商品関係の法律もありますので、今はそちらのほうから、い

ろいろな一般の投資家の方たちの泣き寝入りを防ぐために、こういう保護するため、あるいはそういういきなり裁判といっても、一般の方たちにとってはかなり経費がかかるから、そういうトラブルを事前に解消できるなり解決するためにこういう制度が昨年できた。これはまさにこの金融市場が開放されてから、一気にこういうトラブルが生じてこういうことになっている。そういう状況だけはお話しておきます。

それで、もう一つ確認したいことがあるんですが、ちょっと話は前後しますが、この証券を購入するに当たっては、いわゆる一般の投資家、いわゆる一般的な顧客家、それともプロの投資家によって、その業界から、あるいは金融機関あたりからの説明の度合いが全然違うんですが、芦屋町はこの仕組み債を購入した際に、どちらの立場で購入されているのか、そのことをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

購入に当たっては、一般の投資家で購入を当たっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

一般の投資家ですと、先ほど来申し上げているように、とにかく十分な説明と当然リスク——このリスクといいますと最大30年を保有しなければならない。しかもこれが幾ら30年後には3億円——1件のほうですが、30億円返されたとしても、この間に結局有利性だとか確実性とかいうことでは、大きな問題が出てくるんですよ。仮に買ってから最初の1年間は、確かに3%は両方出てきています。ですから、あとの29年間に結果的にその3億円何がしが凍結されますと、その間に本来ならば、普通貯金であれ定期であれ何がしかの金利がつくはずがつかない。そして、そのときの経済情勢とかその価値、いわゆるその3億円の価値がどうなっているかなんていうのは、もうだれにも予測がつかないわけですから、そういうふうになった場合に、あくまでも確実性、3億円が返ってくるから、全く実損がないかといえるかということ、私はそれには当たらないと思います。

それで、説明をそういうことも含めて説明が十分になされたか。このことは、本当にここで言っている、町長は、とにかく会計管理者は、今持っているその資料の中でしか判断できないからということですから、これが裁判になりますと、当然当事者も出てくるようになりますし、もうそのことでしか、結局私がここの議会で問えることはもうないのかもしれま

せんが、この一連の回答ないしは文書を見たときに、ほとんど町長さんも含めて30年という認識が全くなかったということは、やはり会計責任者から絶対大丈夫ですと言われたその根拠は、金融機関から5年以内に決着できますよと、そのことを信じたゆえの購入だったのではないかと思います。そういう意味では、こういう金融ADRということも勉強なさって今後に備えていただきたいと、そういうふうに思います。

最後といたしますか、2番目の質問に移りますが、あと3分ですので、先ほど来、素直に公表が遅れたこと、そして公表が遅れたことと、もう一つも何か謝られましたが、これは私に謝っていただくよりも町民に対してなんですが、町長も常々、あるいはまちづくり条例の中にも、住民参画・町民参画のまちづくりには、町民との情報の共有化というのは、もう必要不可欠、必須条件ということが随所にうたわれていますし、町長もかねてからそういうふうにおっしゃっています。

ところが、けさほど来、財政の問題も出てきましたが、あるいは先ほどの課長の説明でも、要するに説明なしに起債の金額を書くと、私が今回機関紙で出しましたが、全く逆比例、いわゆる反比例しているんですね。基金は極端に下がってくる、起債は上がってきている。それを出すと、町民にとってもものすごい不安感を与えるだろう、だから安易に出されないと。ところが、そのことはそのことでやはり説明はしなきゃいけないんじゃないんですかね。やはり基金だけ出すということは、やっぱり問題があると思います。

それと、もう今から勉強されるとおっしゃいましたが、3町の広報のいわゆる財政状況の出し方を本当によく勉強なさってください。水巻のは、すこぶる町民のために見やすくわかりやすく、そして細部にわたって町民に見ていただけるような広報の内容等、そしてホームページでもとにかくよく説明をしています。そしてまた、このことがためになったか、探すことがどうだったかというそういう見られた方への意見も問うています。そういうのが芦屋の場合は全く皆無ですので、今後、検討課題にさせていただきたいと思います。回答は、要りません。

以上で、私の最後の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。